

(様式2の2)

【募集時】勤務条件明示書

所 属 名	千葉県消費者センター
任 用 根 拠	改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号
任 期	令和2年4月1日～令和3年3月31日
勤 務 場 所	千葉県消費者センター 船橋市高瀬町66-18
業 務 内 容	・消費生活相談情報カード記載内容の適正処理業務 ・相談の補助業務 ・PIO-NETの検索業務 ・面接面談の受付、湯茶の給仕業務 ・文書の收受、発送、電話の取り次ぎ業務 ・その他庶務業務
勤 務 時 間	週4日勤務<8時30分～17時(週3日)、8時30分～15時(週1日)>
時間外勤務の有無	無
休 憩 時 間	12時～12時45分
週 休 日 ・ 休 日	週休日 千葉県消費者センター所長があらかじめ指定する日(土曜日勤務あり) 休日 「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始(12月29日～1月3日)
報 酬 等	1 報酬 月額127,300円～157,000円 2 通勤手当に相当する報酬 (有)・無 3 期末手当 (有)・無 〔 期末手当の額 期末手当基礎額(127,300円～157,000円)に支給率(6月期・12月期ともに130/100)及び在職期間別支給割合(30/100～100/100)を乗じて得た額 4 退職手当なし 5昇給なし 〕
社 会 保 険	厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会)、雇用保険に加入
災 害 補 償	「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償
条 件 付 採 用	・ 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。 ・ また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。 ・ その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。
そ の 他	地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。 《服務規律の一例》 ・ 信用失墜行為の禁止(第33条) ・ 秘密を守る義務(第34条) ・ 職務に専念する義務(第35条)